

仕様書細目

(保安業務の内容)

自家用電気工作物等保守点検業務契約書（以下「契約書」という。）に基づき、受注者が行う保安管理業務の内容は以下のとおりとする。

1 自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安の確保を、次のイからホまでに掲げる基本原則に従って行う。

イ 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）が保安規程に基づき保安管理業務を自ら誠実に実施する。

ただし、次の（イ）から（ハ）までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものに係る保守管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の（a）から（e）までの自家用電気工作物

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器等）

(e) 内部点検のための分解、組立てに特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な次の（a）から（e）までの場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 発注者は保安管理業務の結果について保安業務担当者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した保安業務担当者等の氏名を含む。）を確認及び3年間保存する。

ハ 保安業務担当者等が自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）、精密点検を行い、必要に応じ臨時点検を行う。

なお、月次点検、年次点検、精密点検、臨時点検、工事期間中の点検の内容は別表1のとおり。

ニ 保安業務担当者等が月次点検、年次点検、精密点検、臨時点検又は工事期間中の点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判明した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

ホ 月次点検を行う前に、発注者及びその従事者が行った日常巡視において異常が無かったか否かの問診を行い、異常があった場合には保安業務担当者等としての観点から点検を行う。

2 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 保安業務担当者等が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

- ロ 保安業務担当者が警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 3 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行う。
- イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又は従業員から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
 - ロ 保安業務担当者等が、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。
 - ハ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者等が発注者に対し、事故報告するよう指示を行う。

(保安業務担当者の確認)

発注者が事業場において保安管理業務を行う者と面接を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者であることを確認する。このため保安業務担当者が事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す身分証明書により自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを発注者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

保安業務担当者等は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実行を補助させる。

(連絡責任者及び発電所運転責任者の選任)

承認を受けようとする者（以下「発注者」という。）が当該事業場について、電気工作物の維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量は2,000キロボルトアンペア）及び発電所運転責任者が選任されていることとする。連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者（以下連絡責任者、発電所運転責任者及びその代務者を併せて「連絡責任者」という。）を定め、その連絡方法等を通知するものとする。連絡責任者の変更が生じた場合は、速やかに委託契約先に通知するものとする。発電所運転責任者は、日常における発電設備の起動及び停止操作が円滑に行い得るものとする。

(発注者と受注者の相互の通知義務)

- 1 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに受注者に通知する。
- イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがある場合
 - ロ 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
 - ハ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
 - ニ 電気工作物の措置を計画する場合及び施工する場合
 - ホ 電気工作物の維持又は運用に従事するものに対して電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し又は演習訓練を行う場合
 - ヘ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
 - ト 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
 - チ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
 - リ 電気の保安に関する組織を変更する場合（運転責任者の変更など）
 - ヌ 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
 - ル 電気工作物に近接して電気工作物以外の作業を行う場合
 - ヲ その他必要な場合
- 2 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。
- イ 受注者の執行時間内における委託契約者への連絡方法
 - ロ 受注者の執行時間外における委託契約者への連絡方法
 - ハ その他必要な事項

(発注者と受注者の協力及び義務)

発注者は、保安業務担当者等が保安業務の実施にあたり、指導、助言した事項は又は協議、決定した事項については、速やかに必要な措置をとること。